

鹿児島市難聴児補聴器等購入費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児の補聴器装用による言語の習得やコミュニケーション能力の向上を図るため、補聴器等の購入及び修理（以下「購入等」という。）に要する費用の一部を助成する事業を実施することについて必要な事項を定めるものである。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす18歳未満の難聴児（以下「助成対象児」という。）の保護者で、本市に住所を有する者とする。

(1) 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上の者で、身体障害者手帳の交付対象でないこと。

(2) 補聴器の装用により、言語の習得、教育及び社会適応訓練の促進に一定の効果が期待できると医師が判断したものであること。

2 前項に規定する助成対象児が、身体障害者手帳の交付対象となる可能性がある場合は、あらかじめ身体障害者手帳の交付手続を行うものとする。

(助成の制限)

第3条 前条の規定にかかわらず、助成金の交付申請のあった月の属する年度（4月から6月までにあつては、前年度）において、助成対象者の属する世帯の世帯員の市町村民税所得割の額が46万円以上であるときは、助成の対象としない。

2 鹿児島市障害福祉に関する寡婦（寡夫）控除のみなし適用に関する運用を定める要綱の規定に基づき、みなし適用の該当が認められた者については、その認められた内容に応じて、寡婦控除、特別寡婦控除又は寡夫控除があるものとみなして、前項の市町村民税所得割額の算定を行うものとする。

(助成対象補聴器等)

第4条 助成の対象となる補聴器及び追加機器（以下「補聴器等」という。）は、別表に定めるとおりとする。

2 助成の対象となる補聴器等の個数は、各1個とする。ただし、教育及び生活上特に必要と認めた場合は、両耳用として各2個とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、FM型ワイヤレスマイクについては、1個とする。

4 別表に定める耐用年数内に生じた修理の基準価格については、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に準ずるものとする。

5 補聴器等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年

法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第76条の規定により、補装具費の代理受領を行うことについて本市と契約を締結している補聴器取扱事業者(以下「補聴器販売業者」という。)から購入等をするものとする。

(助成の額等)

第5条 補聴器等の購入に係る助成金の交付額は、別表に定める基準価格又は補聴器等購入に係る経費のいずれか低い額(以下「購入助成対象額」という。)に3分の2を乗じて得た額(小数点以下は、これを切り捨てた額)とする。

2 補聴器等の修理に係る助成金の交付額は、前条第4項に規定する修理の基準価格又は補聴器等修理に係る経費のいずれか低い額(以下「修理助成対象額」という。)に3分の2を乗じて得た額(小数点以下は、これを切り捨てた額)とする。

3 購入助成対象額及び修理助成対象額は、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件(平成3年厚生省告示第130号)に基づき、補聴器販売業者が仕入れ時に負担した消費税相当分を考慮し、消費税が課税されない物品にあつては、100分の104.8に相当する額を、消費税が課税される物品にあつては、100分の108に相当する額をもって上限とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、助成金の交付申請のあった月の属する年度(4月から6月までにあつては、前年度)に助成対象者の属する世帯が生活保護又は市町村民税非課税世帯である場合は、購入助成対象額及び修理助成対象額(以下「助成対象額」という。)の全額を助成する。

5 鹿児島市障害福祉に関する寡婦(寡夫)控除のみなし適用に関する運用を定める要綱の規定に基づき、みなし適用の該当が認められた者については、その認められた内容に応じて、寡婦控除、特別寡婦控除又は寡夫控除があるものとみなして、前項の市町村民税額の算定を行うものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成対象者は、鹿児島市難聴児補聴器購入費助成金交付申請書(様式第1)のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、助成金の交付申請をするものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師が交付した難聴児補聴器処方意見書(様式第2。以下「意見書」という。)
- (2) 意見書の処方に基づき補聴器販売業者が作成した見積書
- (3) その他市長が必要と認めたもの

2 補聴器等の購入に係る助成金の再交付申請にあつては、別表に定める耐用年数を経過した後でなければならない。ただし、災害その他本人の責めに帰すことができない理由により毀損等をした場合は、この限りでない。

(助成金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、助成金交付の可否を審査し、交付又は却下の決定をするものとする。

2 市長は、助成金交付を行うことを決定した場合は鹿児島市難聴児補聴器購入費助成交付決定通知書（様式第3）を、却下することを決定した場合は鹿児島市難聴児補聴器購入費助成交付申請却下通知書（様式第4）を助成対象者に交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により助成金交付の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。には難聴児補聴器助成券（様式第5。以下「助成券」という。）を、補聴器販売業者には鹿児島市難聴児補聴器購入費助成交付決定のお知らせ（様式第6）を交付するものとする。

（購入等）

第8条 助成決定者は、速やかに補聴器販売業者との間に契約を交わし、補聴器等の購入等をするものとする。

2 助成決定者は、補聴器等の購入等に係る契約を締結する際に助成券の提示をするものとする。

（代理受領）

第9条 市長は、助成決定者からの委任に基づき、当該助成決定者に支給される助成金の額を限度として、助成決定者に代わり補聴器販売業者に助成金を支払うことができる。

2 補聴器販売業者は、その販売した補聴器について助成決定者に代わって助成金の支払いを受ける場合は、助成対象額から助成金の額を控除した額（以下「自己負担額」という。）の支払いを助成決定者に請求するものとする。

3 補聴器販売業者は、自己負担額の支払いを受ける際は、支払いをした助成決定者に対し、自己負担額に係る領収証の交付をするものとする。

4 助成決定者は、助成券を補聴器販売業者に提出するものとする。ただし、特に市長が認めるときは、代理受領の手続によらず市長へ直接助成金を請求することができる。

（助成金の支払い）

第10条 補聴器販売業者又は助成決定者は、助成金を請求する場合は、助成券及び自己負担額の領収証並びに鹿児島市会計規則（平成4年規則第16号）第46条第3項第2号に定める様式を市長に提出するものとする。

2 市長は、補聴器販売業者又は助成決定者から請求があったときは、その内容を審査の上、助成金を支払うものとする。

（補聴器等の管理）

第11条 助成決定者又は助成対象児は、第8条の規定により購入した補聴器等を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（助成の取り消し）

第12条 市長は、助成決定者又は助成金の支払いを受けた者が次のいずれかに該当するときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の手続により不正に助成を受けたとき
 - (2) この要綱以外の助成制度と重複して助成を受けたとき
 - (3) 助成対象児又は助成対象者が、前条の規定を遵守しなかったとき
 - (4) 助成決定の内容その他この要綱に基づく命令に違反したとき
- (助成金の返還)

第13条 市長は、前条の規定に基づき助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(調査等)

第14条 市長は、助成金の適正な執行を確保するため必要な限度において、助成対象者または補聴器販売業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(台帳の整備)

第15条 市長は、事業の実施状況を明確にするため、鹿児島市難聴児補聴器購入費助成台帳(様式第7)を整備するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めのないものについては、補装具費支給事務取扱指針について(平成18年9月29日障発第0929006号)別添の補装具費事務取扱指針に準ずるほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。